

クーリングシェルター(指定暑熱避難所)を開放 ～民間の協力施設も募集します～

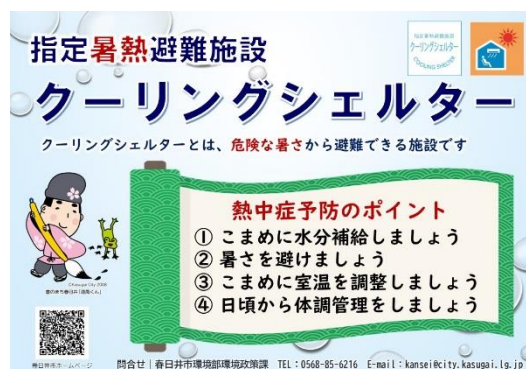
1 目 的

地球温暖化の進行により熱中症のリスクが高まるなか、改正気候変動適応法に基づき、より積極的な熱中症対策を進めるため、命に影響のある危険な暑さから避難し涼める場所として、一部の公共施設・民間施設を新たにクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒アラート発表時等に施設を開放します。

また、クーリングシェルター指定に協力いただける民間施設を募集します。

2 クーリングシェルター指定要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に一般開放できること。(開館時間内に限る。)
- (3) 必要かつ適切な空間を確保すること。



3 指定施設、運用期間及び周知方法

- (1) 指定施設 別紙一覧のとおり
市役所始め24施設（令和6年6月10日現在）
- (2) 運用期間
令和6年6月10日（月）～10月23日（水）（各施設の開館日、開館時間等の範囲内）
- (3) 周知方法等
 - ・指定施設にはポスターを掲示し、クーリングシェルターであることを周知。
 - ・市ホームページに各施設の開館時間、休館日、受入可能人数を掲載。

4 民間施設の指定の募集

- (1) 募集方法
あいち電子申請・届出システムで必要事項を入力し応募
- (2) 募集期間
令和6年6月10日（月）～（随時受付）



市ホームページ

5 その他

熱中症特別警戒アラート発表の有無に係わらず、冷房が効いた施設で涼を分かち合うことで家庭でのエアコン使用を抑える地球温暖化対策（クールシェア）の取り組みを推進していきます。